

広島県告示第五百二十五号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）別表第三の規定により、文書料を次のように定め、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

証明書（通院証明等）	普通診断書		特別診断書	
	区分	単位	金額	
	法令の規定により一定の書式のもの	一通につき	二、三六〇円	
	生命保険会社及び裁判所等に提出するもの	一通につき	四、〇一〇円	
		一通につき	一、六四〇円	
		一通につき	一、〇八〇円	